

環境農林水産常任委員会資料（当初）

目 次

I 予算議案

- 【議案第1号】令和3年度宮崎県一般会計予算
- 【議案第6号】令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 【議案第7号】令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 【議案第8号】令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

1	歳出予算集計表（課別）	．．．．	1
2	債務負担行為（追加）	．．．．	2
3	新規・重点事業		
	㊦再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業	．．．．	3～4
	㊧「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業	．．．．	5～6
	㊨硫黄山河川白濁対策水質改善施設整備事業	．．．．	7～8
	㊩きれいな川を後世に！浄化槽リノベーション推進事業	．．．．	9～10
	㊪廃棄物再資源化推進事業	．．．．	11～12
	㊫「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ事業	．．．．	13～14
	㊬有害鳥獣捕獲促進総合対策事業	．．．．	15～16
	㊭みやざきの自然公園満喫プロジェクト推進事業	．．．．	17～18
	㊮みやざきの自然公園利用拠点上質化事業	．．．．	19～20
	㊯森林経営管理市町村支援事業	．．．．	21～22
	㊰ICTを活用した森林情報デジタル化推進事業	．．．．	23～24
	㊱森林整備労務軽減対策事業	．．．．	25～26
	㊲「みやざきの森林」を活かしたワーケーション推進事業	．．．．	27～28
	みやざき材で創る「新しい生活様式」空間づくり支援事業	．．．．	29～30
	㊳みやざき材販路拡大・競争力強化支援事業	．．．．	31～32
	㊴みやざき材輸出拡大促進事業	．．．．	33～34

II 特別議案

【議案第22号】使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	．．．．	35
【議案第25号】公の施設に関する条例の一部を改正する条例	．．．．	36
【議案第36号】林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	．．．．	37
【議案第42号】宮崎県環境計画の変更について	．．．．	39～40
【議案第43号】宮崎県森林・林業長期計画の変更について	．．．．	41～42

III その他報告事項

1	令和3年度環境森林部組織改正案について	．．．．	44
2	第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について	．．．．	45～46
			及び別添資料1
3	環境影響評価（環境アセスメント）の条例対象事業の追加について	．．．．	47～48

令和3年3月9日
環 境 森 林 部

I 予算議案

- 議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計予算
- 議案第6号 令和3年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第7号 令和3年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第8号 令和3年度宮崎県林業改善資金特別会計予算

1 歳出予算集計表（課別）

（単位：千円）

会計名	課名	令和3年度 当初予算額 A	令和2年度 当初予算額 B	比率 A/B
一般会計	環境森林課	3,134,004	3,219,159	97.4%
	環境管理課	620,577	374,956	165.5%
	循環社会推進課	457,619	862,259	53.1%
	自然環境課	3,761,660	4,225,241	89.0%
	森林経営課	7,995,905	8,144,375	98.2%
	山村・木材振興課	3,876,188	4,015,240	96.5%
	小計	19,845,953	20,841,230	95.2%
特別会計	山林基本財産 環境森林課	133,050	166,690	79.8%
	拡大造林事業 環境森林課	218,657	228,439	95.7%
	林業改善資金 山村・木材振興課	864,747	831,743	104.0%
	小計	1,216,454	1,226,872	99.2%
合計	21,062,407	22,068,102	95.4%	

2 債務負担行為（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
令和3年度に日本政策金融公庫が宮崎県林業公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和3年度から令和23年度まで	借入額 234,337 利 率 年2.5%以内 償還期限到来後10ヶ月の期間満了の日（以下「損失確定日」という。）において弁済していない元利金合計額並びに遅延損害金に相当する額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息

3 新規・重点事業

事業名	再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業	新・改・既	課名	環境森林課
		国庫・ <u>県単</u>		
1 事業の目的・背景 <p>エネルギーの利用実態に応じた適切なアドバイスを受けることにより、再生可能エネルギーの導入を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図り、2050年排出量の実質ゼロを目指す。</p>				
2 事業の概要				
(1) 予算額 2,125千円				
(2) 財源 一般財源				
(3) 事業期間 令和3年度～令和5年度				
(4) 実施主体 県				
(5) 事業内容				
再生可能エネルギーの導入を検討している市町村や事業所に、国のエネルギー利用最適化診断と連携して、導入に関するノウハウを有するアドバイザーを派遣し、再生可能エネルギーの導入をサポートする。				
3 事業効果				
エネルギーの利用実態に応じた適切なアドバイスを受けただけで、再生可能エネルギーを導入することにより、温室効果ガス排出量の効果的な削減が図られる。				

再生可能エネルギーアドバイザー派遣事業

【現状及び課題】

○現状

- ・ 県内の再生可能エネルギー導入量の伸びが鈍化
- ・ 進まない市町村庁舎での導入
- ・ 市町村や事業所での再エネに関する情報や知識の不足

○課題

- ・ 導入を考える際にアドバイス等を気軽に聞ける環境づくりが必要

【事業内容】

検討初期段階にアドバイザーを派遣

- ① エネルギーに関する施設の現状・課題把握
- ② 再生可能エネルギー導入に関する指導・助言
- ③ 導入効果の提示

情報や知識の不足を補い、再生可能エネルギー導入を含めた使用エネルギー効率化の検討・実施を促すことができる。

○事業イメージ

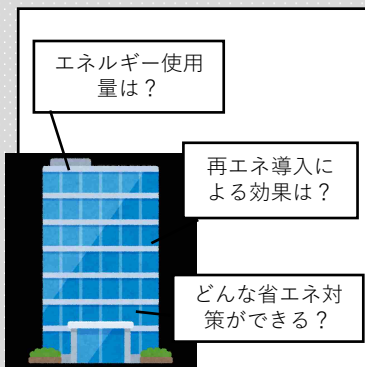
アドバイザー
派遣

県の支援

企画・立案

導入の
検討・実施

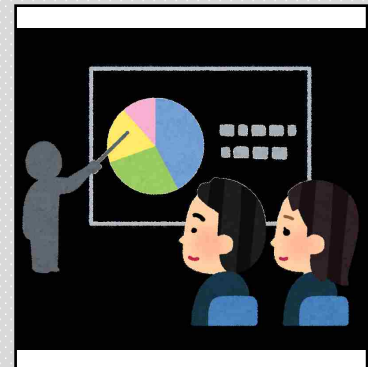
温室効果ガス
の削減



① エネルギーに関する施設の現状・課題把握



② 再生可能エネルギー導入に関する指導・助言



③ 導入効果の提示

事業名	「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業	新・改・既	課名	環境森林課 (みやざきの森林づくり推進室)
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

森林ボランティア団体や企業等多様な主体による森林づくり活動への支援や、森林づくりに関する普及啓発等を行うことにより、「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に定める県民等の主体的な参画による森林づくりを推進する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 59,469千円
- (2) 財源 宮崎県森林環境税基金
- (3) 事業期間 令和3年度～令和5年度
- (4) 実施主体 団体、県
- (5) 事業内容

① 森林ボランティア団体等支援事業

- ・ 森林ボランティア団体等への活動支援や苗木の提供
- ・ 「企業の森づくり」の支援や森林づくりシンポジウムの開催

② 森林づくり活動普及啓発事業

- ・ 森林づくり県民ボランティアの集いの開催
- ・ 県民参加の森林づくりや県森林環境税事業に関する普及啓発（動画配信等）

3 事業効果

森林ボランティアの参加者数が増加し、県民参加の森林づくりの推進が図られる。

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業

【現状と課題】

- 森林づくり活動に取り組む団体構成員の高齢化や参加者数の頭打ち
- 多様な主体による森林づくりへの参加や若い世代への周知が必要
- 県民の森林への関心や県森林環境税使途事業の認知度を高める取組が必要

【事業内容及び効果】

① 森林ボランティア団体等支援事業



森林ボランティア団体等への活動支援

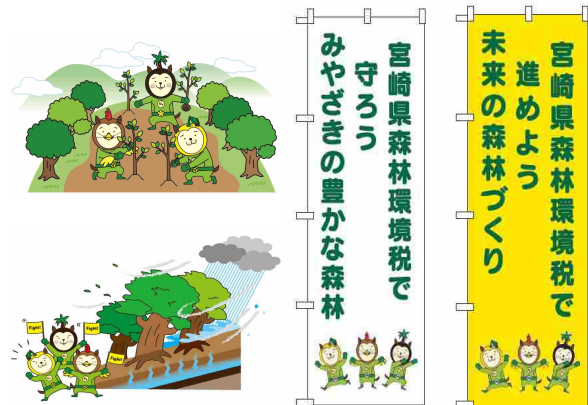


「企業の森づくり」協定調印式

② 森林づくり活動普及啓発事業



県民ボランティアの集い



県森林環境税事業等に関する普及啓発
(動画配信等)



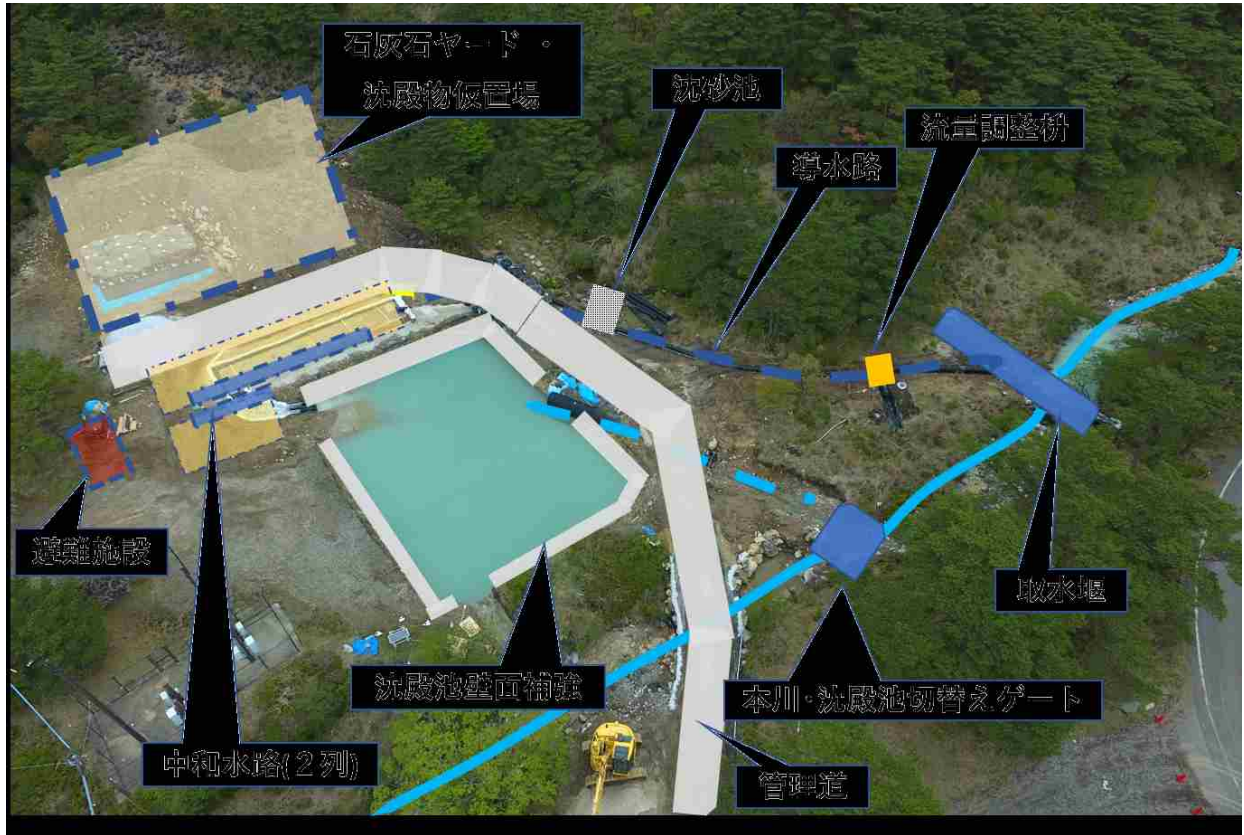
県民参加の森林づくりの推進

事業名	硫黄山河川白濁対策水質改善施設整備事業	新・改・既	課名	環境管理課
		国庫・ <u>県単</u>		
<p>1 事業の目的・背景</p> <p>硫黄山の火山活動による河川の水質悪化に備えるため、実証試験の結果に基づき、石灰石を活用し、自然の流れを生かした水質改善施設を整備する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 195,000千円</p> <p>(2) 財源 県債：146,200千円 一般財源：48,800千円</p> <p>(3) 事業期間 令和3年度</p> <p>(4) 実施主体 県</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>① 水質改善施設の詳細設計 水質改善施設の整備に関する詳細設計を行う。</p> <p>② 用地購入・測量 水質改善施設の整備に必要な用地の購入及び用地の範囲の確定に必要な測量等を行う。</p> <p>③ 水質改善施設整備 中和水路や取水堰等で構成される水質改善施設の整備を行う。</p> <p>3 事業効果</p> <p>赤子川上流部の安定的な水質の確保を図る。</p>				

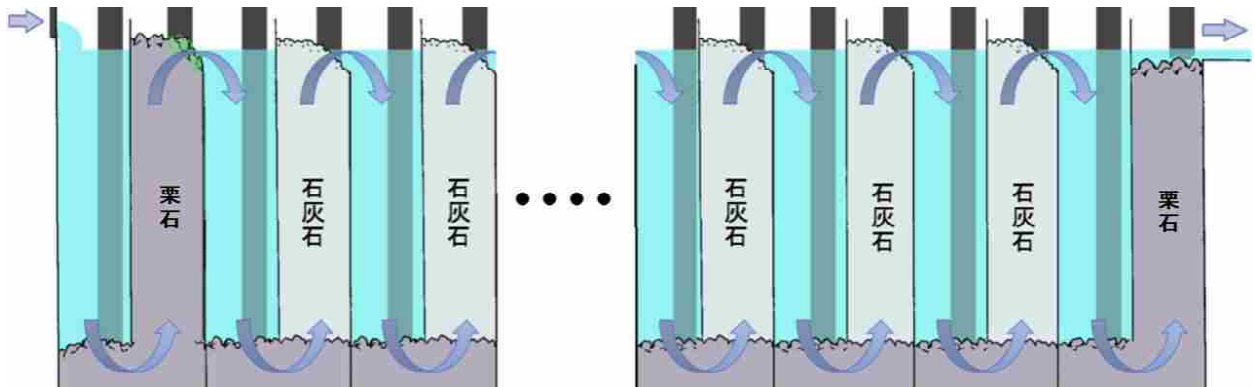
硫黄山河川白濁対策水質改善施設整備事業

【整備予定の水質改善施設のイメージ】

(1) 水質改善施設の全体像



(2) 中和水路の基本構造（縦断面図）



(3) 中和水路の主な仕様

- ① 中和剤として石灰石を活用
- ② コンクリート表面を耐酸コーティング等
- ③ 自然の流れを活用し、緩やかに水質を改善する方式
- ④ 空槽と石灰石槽を基本構成とするシンプルな構造
- ⑤ 石灰石の槽の目詰まり防止や石灰石による中和反応を維持するため、空気注入方式の石灰石洗浄機能を付加

事業名	きれいな川を後世に！ 浄化槽リノベーション推進事業	新・改・既	課名	環境管理課
		国庫・ <u>県単</u>		

1 事業の目的・背景

単独処理浄化槽から環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換及び法定検査受検率の向上を主な目的とした改正浄化槽法が施行されたことから、合併処理浄化槽への転換の促進を図り、法定検査の受検に関する支援体制を整備することで法定検査受検率の向上を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 6, 467千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和3年度～令和5年度
- (4) 実施主体 市町村①、県②③

(5) 事業内容

- ① 単独処理浄化槽転換促進支援（補助率1／2以内）
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進のため、市町村が転換に係る啓発等を行った場合に支援を行う。
- ② 法定検査受検体制支援
指定検査機関（(公財)宮崎県環境科学協会）に法定検査受検推進員を配置し、浄化槽設置者に対する受検契約手続のサポートを行う。
- ③ 協議会設置に向けた検討
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進や、法定検査受検促進等に関する協議会設置に向けて市町村、関係団体と協議を行う。

3 事業効果

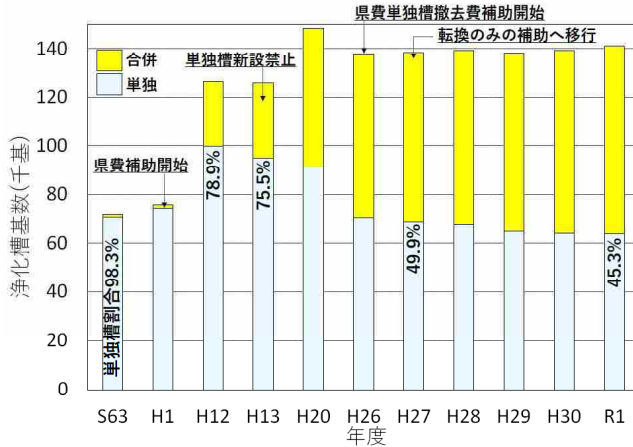
生活排水の処理率が向上するとともに河川の浄化が促進され、県民の生活環境及び公衆衛生の向上が図られる。

きれいな川を後世に！ 浄化槽リノベーション推進事業

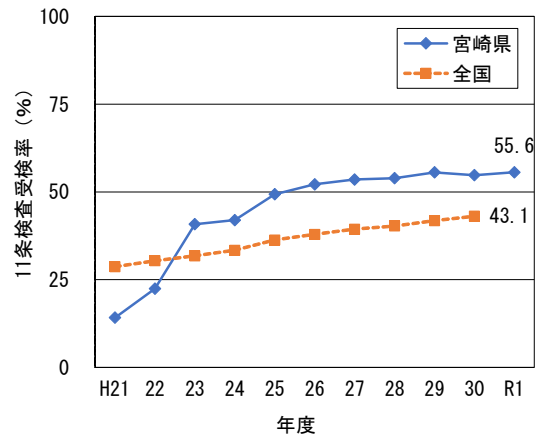
【現状と課題】

(1) 浄化槽の設置状況及び法定検査受検率の現状（令和元年度）

	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	合計
基数	63,355基	77,080基	140,435基
11条検査受検率	40.5%	68.6%	55.6%



浄化槽設置基数の推移



11条検査受検率の推移

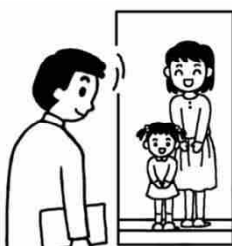
(2) 課題

- ・いまだに浄化槽全体の半数近くが単独処理浄化槽で占められており、合併処理浄化槽への転換が進んでいない。
- ・浄化槽の適正な維持管理を担保する11条検査について、令和元年度の受検率は55.6%と半数近くが受検していない状況である。

【事業内容及び効果】

① 単独処理浄化槽転換促進支援

単独処理浄化槽転換促進のため、合併処理浄化槽への転換に係る啓発を行う市町村に対して支援



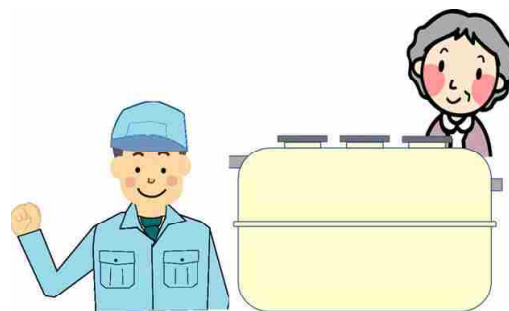
個別訪問



説明会

② 法定検査受検体制支援

指定検査機関に法定検査受検推進員を配置し、浄化槽設置者に対する受検契約手続をサポート



合併処理浄化槽の普及促進及び法定検査受検率の引上げにより河川浄化が促進され、生活環境の保全及び公衆衛生の向上が図られる。

事業名	廃棄物再資源化推進事業	新・改・既	課名	循環社会推進課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

循環型社会の形成のため、県内の排出事業者や産廃処理業者が行う再資源化施設等の整備を支援するほか、県内で製造されたリサイクル製品のうち安全安心なものを「みやざきリサイクル製品」として認定し、利用拡大を図る。

2 事業の概要

- (1) 予算額 49,397千円
- (2) 財源 産業廃棄物税基金
- (3) 事業期間 令和3年度～令和5年度
- (4) 実施主体 排出事業者等①、県及び事業者②

(5) 事業内容

- ① 廃棄物再資源化施設整備支援（補助率1/2又は1/3以内）
- ・（公財）宮崎県産業振興機構が実施する環境イノベーション支援事業等で研究開発された技術の実用化に必要な施設整備に要する費用
 - ・ 県内で排出された特定の産業廃棄物（廃プラスチック類、廃太陽光パネルなど）の再生利用施設等の整備に要する費用
 - ・ 上記以外のもので、県内の排出事業者等が新設又は改修する施設の整備に要する費用
- ② みやざきリサイクル製品認定制度
- ・ みやざきリサイクル製品の認定事務
 - ・ テクノフェアへの出展による認定製品の周知
 - ・ 認定製品の安全性検査に係る経費の支援（補助率1/2又は1/3以内）

3 事業効果

廃棄物の再資源化を推進することで、持続可能な循環型社会の形成に資する。

廃棄物再資源化推進事業

【現状と課題】

(1) リサイクル率

平成30年度の県内の産業廃棄物（家畜ふん尿を除く）のリサイクル率は36.2%で、現行計画の目標値（45.0%）の達成は困難な状況となっている。

次期計画におけるリサイクル率は、令和12年度までに41.0%とすることを目標として掲げており、産業廃棄物の排出量削減とともに、ガラスくずや廃プラスチック類など最終処分量の多い廃棄物の再生利用をいかに図っていくかが課題となっている。

(2) リサイクル製品

現在、県では、廃棄物となったコンクリート殻などから製造される土木建築資材等111製品を「みやざきリサイクル製品」として認定しており、令和12年度までに、認定数を200製品とする目標を掲げている。

廃棄物から製造されたリサイクル製品については、その製造はもとより、県民などの認知度を高め、いかに利活用してもらうかが、循環型社会の形成の推進にとって大変重要である。

【事業内容及び効果】

①廃棄物再資源化施設整備支援

県内の排出事業者等が行う新たなリサイクル技術の実用化や、県内の実状に合った廃太陽光パネルなどの再生に必要な施設整備を支援する。



廃プラスチック類等の圧縮施設など
リサイクル施設の整備に対する支援

②みやざきリサイクル製品認定制度

認定製品を周知して利用拡大を図るとともに、製品数を増やすため安全性検査に要する経費を支援する。



がれき類を破碎して製造された再生クラッシャーランは道路の路盤材などに利用

リサイクル率の向上とみやざきリサイクル製品の利用拡大

廃棄物の再資源化の推進による持続可能な循環型社会の形成

事業名	「宮崎県食品ロス削減推進計画」 スタートアップ事業	新・改・既	課名	循環社会推進課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

「宮崎県食品ロス削減推進計画」に基づき、食品ロスの実態調査を実施し、県民や団体、事業者、行政で組織する協議会において情報を共有しながら、効果的な啓発活動などを実施し、食品ロスの削減を推進する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 12, 135千円
- (2) 財 源 産業廃棄物税基金
- (3) 事業期間 令和3年度～令和5年度
- (4) 実施主体 県
- (5) 事業内容

- ① みやざき食べきり宣言プロジェクトの実施
全県的な啓発活動を行い、県民の食品ロス削減に対する意識向上を図る。
 - ・ 食べきり協力店の募集・登録
 - ・ 食品ロス削減パネル展の実施
 - ・ 啓発CMの放映
 - ・ 食べきり宣言フェスタの開催
- ② 食品ロス実態調査
実態調査を行い、効果的な食品ロス削減の取組に反映させる。
 - ・ 家庭系及び事業系食品ロス発生量の調査
 - ・ 食品ロス発生原因に係るアンケート調査
- ③ 取組事例の共有・周知
実態調査の結果や県が実施してきた食品ロス削減の取組のノウハウを共有する。
 - ・ 県と市町村との協議
 - ・ 生産・製造・販売・消費の各分野の委員と県による協議

3 事業効果

食品ロスの発生量と発生原因を把握し、効果的な削減に向けた取組を行うことで、食品ロスが削減され、廃棄物の排出抑制につながる。

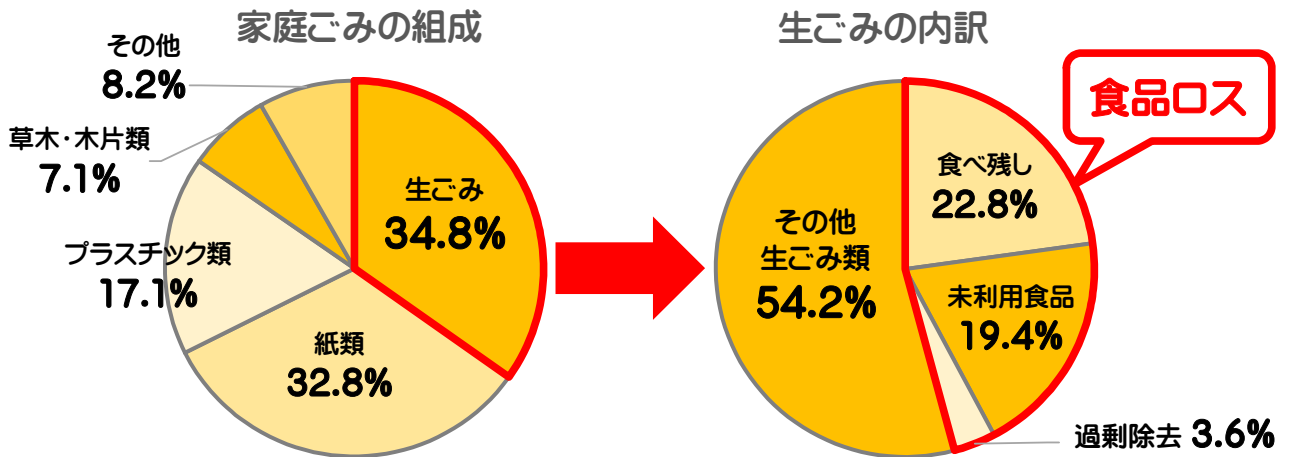
「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ事業

【現状と課題】

(1) 食品ロスの発生状況

国による平成29年度の推計では、国内で年間約612万トンの食品ロスが発生している。これは国民一人が、毎日お茶碗約一杯分のご飯を無駄にしていることになる。

本県においては、平成28年に実施した家庭系可燃ごみの組成調査の結果、一般家庭からの食品ロスは年間約31,100トンと推計している。



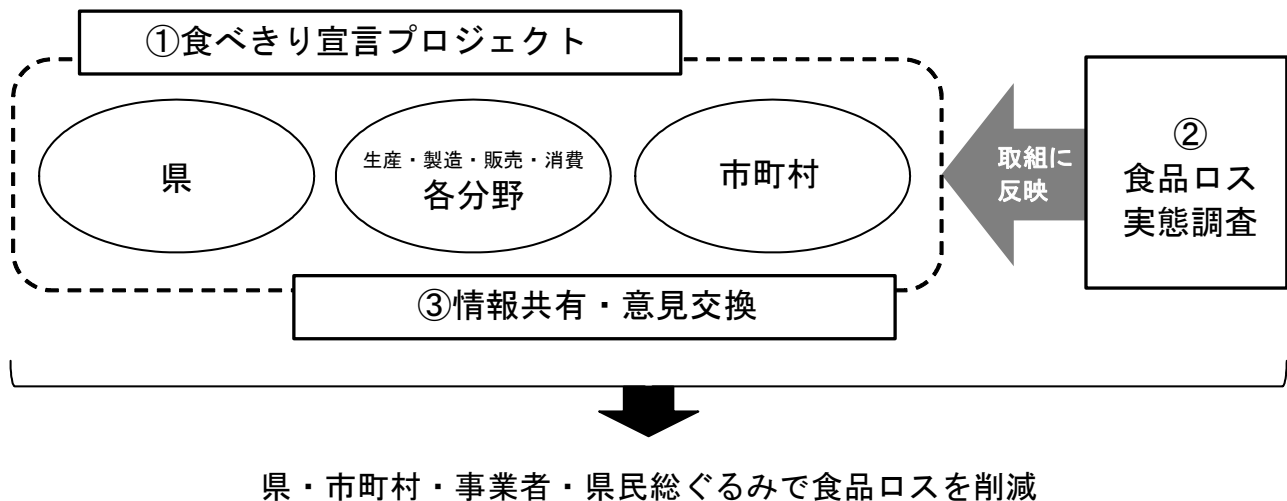
参考:宮崎県循環型社会推進行動指針(平成29年3月)

(2) 「宮崎県食品ロス削減推進計画」について

「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「法」という。）」に基づき、次期環境基本計画の策定に併せて「宮崎県食品ロス削減推進計画」を策定。

計画では、令和12年度までに食品ロス量を平成12年度比で半減させることを目標として掲げており、目標達成に向けて、より効果的な取組が必要である。

【事業内容及び効果】



事業名	有害鳥獣捕獲促進総合対策事業	新・改・既	課名	自然環境課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

有害鳥獣の捕獲を促進するため、有害鳥獣捕獲班等の活動に対する助成や捕獲班の指導者等への安全・技術向上講習会の開催、有害捕獲したシカ・イノシシ及び狩猟で捕獲したシカに対する助成を行い、鳥獣による農林作物等への被害軽減を目指す。

2 事業の概要

- (1) 予算額 24,427千円
- (2) 財源 一般財源
- (3) 事業期間 令和3年度～令和5年度
- (4) 実施主体 県、市町村

(5) 事業内容

- ① 有害鳥獣捕獲班活動支援事業（補助率 1/2）
有害鳥獣捕獲班の活動を支援（全市町村）
- ② 野生猿特別捕獲班活動支援事業（補助率 1/2）
野生猿特別捕獲班の活動を支援（19市町村）
- ③ 有害鳥獣捕獲指導者等育成事業（委託）
有害鳥獣捕獲班の指導者、農林事業者への安全・技術向上講習会の開催
- ④ 有害鳥獣（シカ・イノシシ）捕獲促進事業（補助率 1/2）
市町村が行うシカ・イノシシの有害捕獲を支援
- ⑤ 狩猟でシカ捕獲促進事業（補助率 1/2）
狩猟で捕獲したシカに対する支援

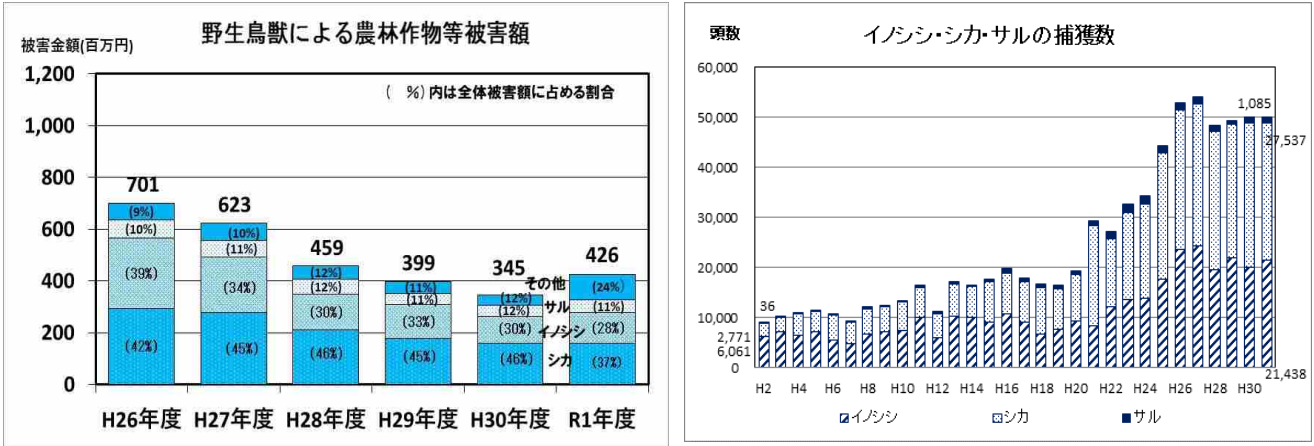
3 事業効果

有害鳥獣の捕獲が一層促進され、農林作物等の被害軽減及び個体数の適正管理が図られる。

有害鳥獣捕獲促進総合対策事業

【現状と課題】

野生鳥獣による農林作物等の被害額は、捕獲数の増加等に伴い減少していたが、令和元年度は前年度より増加し、依然として被害は深刻な状況が続いており、適正な捕獲を行っていく必要がある。



【事業内容】

生息状況等の把握

適正な捕獲を実施するための基礎となる生息状況や被害状況の把握

適切な捕獲の実施

- 1 狩猟における規制緩和（狩猟期間の延長等）
- 2 有害鳥獣捕獲に対する支援
- 3 県の委託による捕獲
- 4 狩猟で捕獲したシカに対する支援

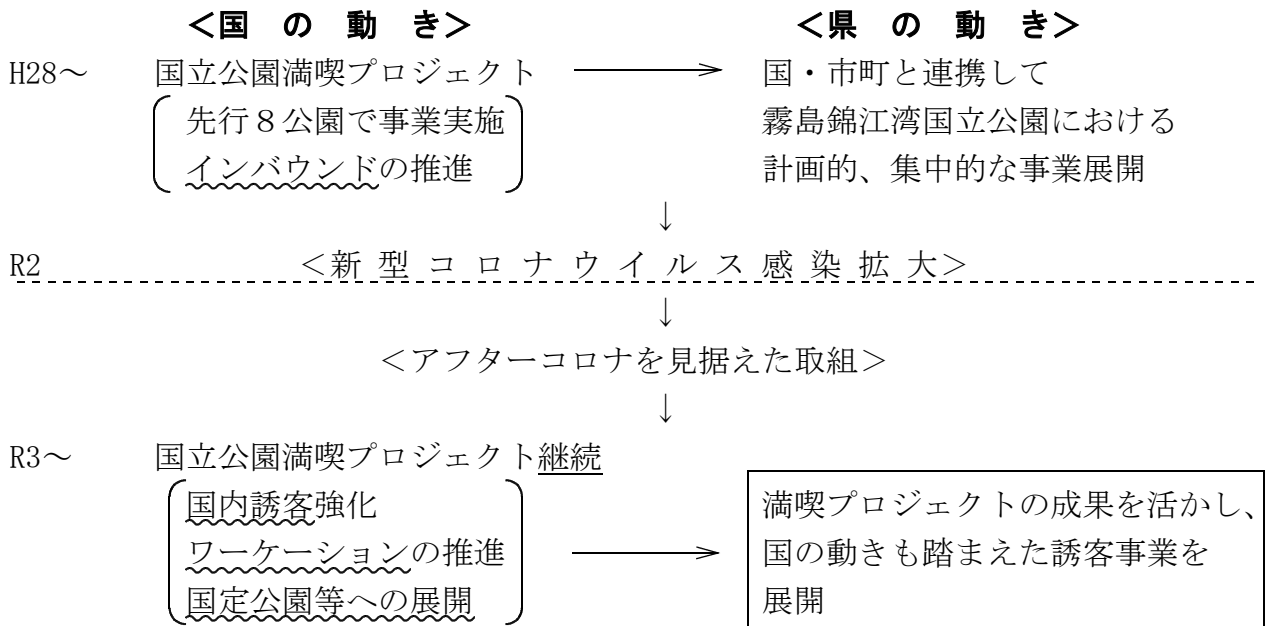
捕獲体制の整備

- 1 狩猟者の確保・育成対策
 - ・ 狩猟免許試験を年3回（うち2回休日開催）、延べ11会場で実施
 - ・ 新規免許受験希望者を対象とした事前講習会の開催
 - ・ 狩猟初心者等を対象とした安全確保や捕獲技術向上のための講習会の開催
 - ・ 狩猟免許を取得する経費の一部を市町村と連携して支援
- 2 有害鳥獣捕獲体制の整備
 - ・ 有害鳥獣捕獲班の活動を市町村と連携して支援
 - ・ 野生猿特別捕獲班の活動を市町村と連携して支援

事業名	みやざきの自然公園満喫プロジェクト 推進事業	新・改・既	課名	自然環境課 (自然公園室)
		国庫・県単		
1 事業の目的・背景				
<p>自然公園への誘客を促進するため、国立公園満喫プロジェクトの取組成果を活かしながら、市町村と連携し、県内の自然公園が県民等にとって魅力的な場として認知されるための取組を推進する。</p>				
2 事業の概要				
(1) 予算額 4, 5 1 1 千円				
(2) 財 源 一般財源：1, 6 1 1 千円 宮崎県森林環境税基金：2, 9 0 0 千円				
(3) 事業期間 令和3年度～令和5年度				
(4) 実施主体 県①②、民間事業者②				
(5) 事業内容				
<p>① 受入体制整備・強化事業 おもてなし店舗や地元ガイド等を対象とした講習会の開催、国立公園の利用拠点滞在環境上質化に向けた取組等の実施</p> <p>② 魅力アップ・発信事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者によるアクティビティを活用した体験型プログラムの造成等に対する支援（補助率 1 / 2 以内） ・ 山の日におけるイベント等の開催 				
3 事業効果				
<p>地域と一体となって自然公園の魅力を高めるための取組を実施し、誘客促進を図ることにより、利用者の満足度が高まるほか、長期滞在や再訪が促され、地域経済の活性化につながる。</p>				

みやざきの自然公園満喫プロジェクト推進事業

【現状と課題】



【事業内容】

① 受入体制整備・強化事業

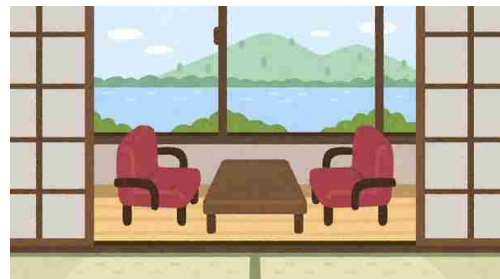
○おもてなし店舗等を対象とした

講習会



○国立公園の

滞在環境上質化に向けた取組



② 魅力アップ・発信事業

○体験型プログラムの造成に対する支援



○山の日におけるイベント等の開催



事業名	みやざきの自然公園利用拠点上質化事業	新・改・既	課名	自然環境課 (自然公園室)
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

県民等の心身のリフレッシュの場である国定公園、県立自然公園等の利用拠点において、安心・安全で上質な滞在環境を創出するため、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した施設の整備・改修等を行う。

2 事業の概要

- (1) 予算額 45,000千円
- (2) 財源 国庫
- (3) 事業期間 令和3年度
- (4) 実施主体 民間事業者①、県②
- (5) 事業内容

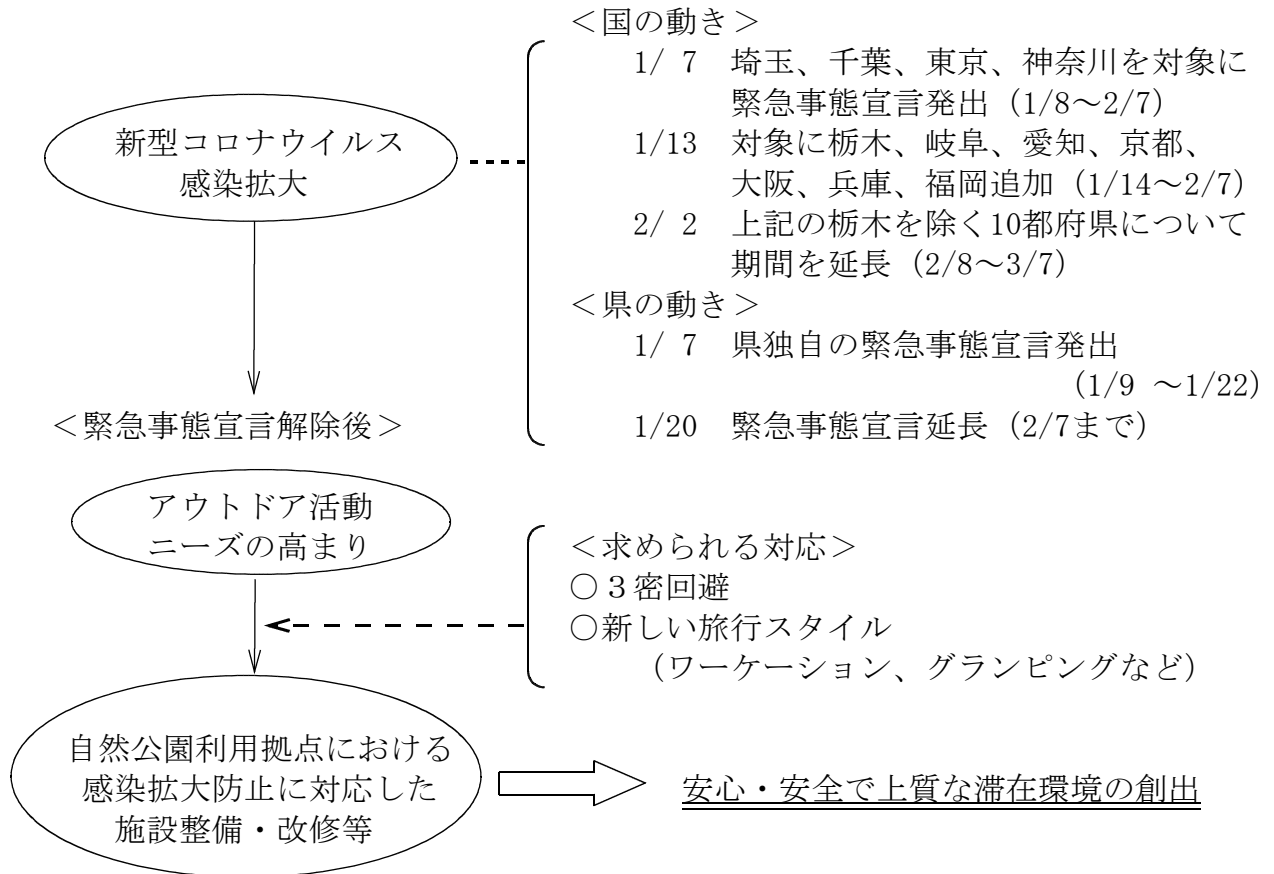
- ① 利用拠点上質化支援事業（補助率 1/2以内）
 新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した店舗・宿泊施設等の整備・改修（換気、トイレ、通信環境等含む）や廃屋撤去、多言語対応等に対する支援
- ② 利用拠点上質化事業
 新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した県有施設（トイレ、休憩所等）の整備・改修の実施

3 事業効果

国定公園、県立自然公園等の利用拠点において、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応した上質な滞在環境が創出されることにより、利用者の満足度が高まり、長期滞在や再訪が促され、地域経済の活性化に寄与する。

みやぎきの自然公園利用拠点上質化事業

【現状と課題】



【事業内容（例）】



屋外デッキ整備



コワーキングスペース
（換気、通信環境整備）



手洗い場の自動水栓化

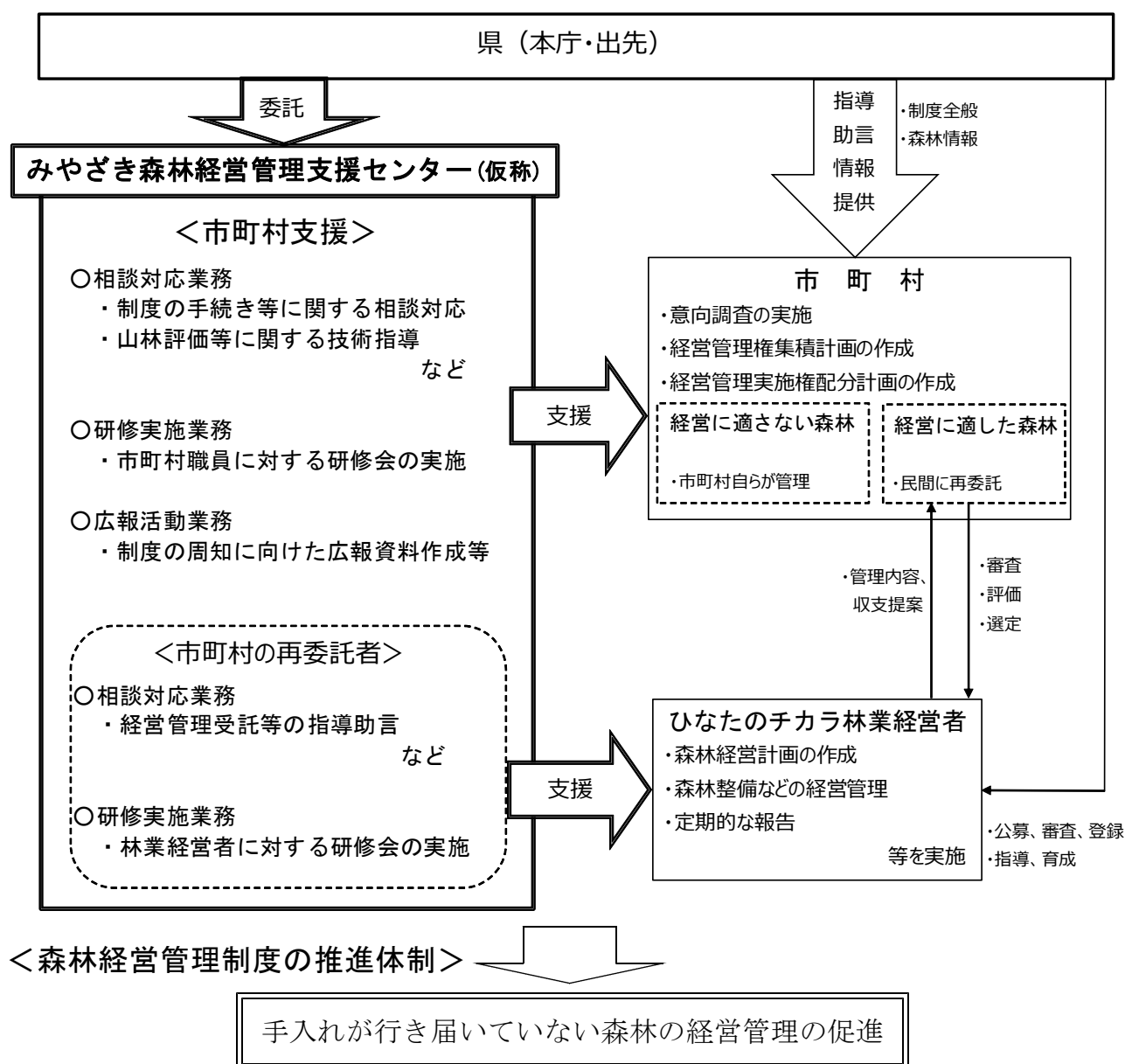
事業名	森林経営管理市町村支援事業	新・改・既	課名	森林経営課
		国庫・ <u>県単</u>		
<p>1 事業の目的・背景</p> <p>森林経営管理制度を推進するため、みやざき森林経営管理支援センター（仮称）を設置・運営し、中心的役割を担う市町村に対してきめ細かな相談対応や技術指導等の支援業務を行う。</p>				
<p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 25,880千円</p> <p>(2) 財 源 森林環境譲与税基金</p> <p>(3) 事業期間 令和3年度～令和5年度</p> <p>(4) 実施主体 県</p> <p>(5) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ みやざき森林経営管理支援センター（仮称）の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村等に対する相談対応業務 制度の手続き等に関する相談対応や技術指導等の支援 ・ 市町村職員等に対する研修実施業務 制度の推進に必要な研修会の開催等の支援 ・ 制度に関する広報活動業務 制度の周知に必要な広報資料作成等の支援 				
<p>3 事業効果</p> <p>市町村による森林経営管理制度の取組が推進され、手入れが行き届いていない森林の適切な経営管理が促進される。</p>				

森林経営管理市町村支援事業

【現状と課題】

- (1) 森林経営管理制度では、まず、市町村が森林所有者に対して経営管理の意向を確認する手続きから着手し、国は15年間で完了することを目指しているが、本県では、意向調査の準備作業に留まっている市町村が多く、進捗が遅れている。
- (2) 市町村では、林業を担当する職員が少なく、専門的知識・技術を有する人材の不足が指摘されていることに加え、市町村間で財源となる森林環境譲与税の譲与額に差があるなど、その取り巻く状況は異なるため、実情に応じたきめ細かな支援が必要である。

【事業内容及び効果】



事業名	ICTを活用した森林情報デジタル化 推進事業	新・改・既	課名	森林経営課
		国庫・ <u>県単</u>		
<p>1 事業の目的・背景</p> <p>市町村が行う森林経営管理制度の意向調査等の取組等を推進するため、県及び市町村がICTを活用した最新の伐採跡地や再造林地等の森林情報を適時に取得・活用できる体制の整備等を行う。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 16,183千円</p> <p>(2) 財 源 森林環境譲与税基金</p> <p>(3) 事業期間 令和3年度～令和5年度</p> <p>(4) 実施主体 県</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>① ICTを活用した森林情報デジタル化の推進 衛星画像を活用したAI判読による伐採跡地や再造林地等の森林情報の市町村への提供及び活用促進、並びに市町村から提供された現況データによるAI判読の精度向上を実施</p> <p>② 林地台帳の精度向上 林地台帳に反映させるための森林簿等の精度向上を実施</p> <p>③ 森林管理推進員の配置 各種森林情報（データ）の提供など市町村を支援する森林管理推進員の配置</p> <p>3 事業効果</p> <p>県や市町村等が適時に高度な伐採跡地や再造林地等の森林情報を活用し、森林の変化を早期に把握することで、適正な森林管理が促進されるとともに無断伐採対策を強化できる。</p>				

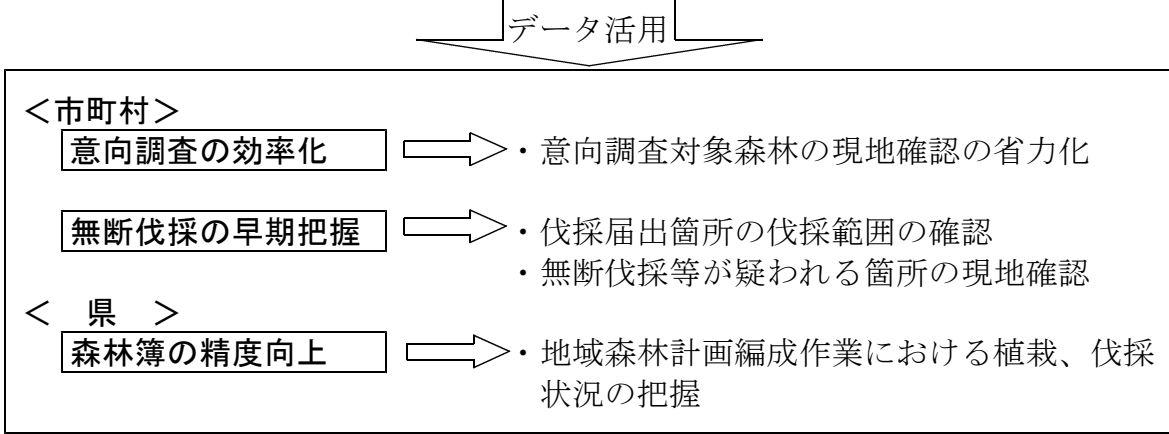
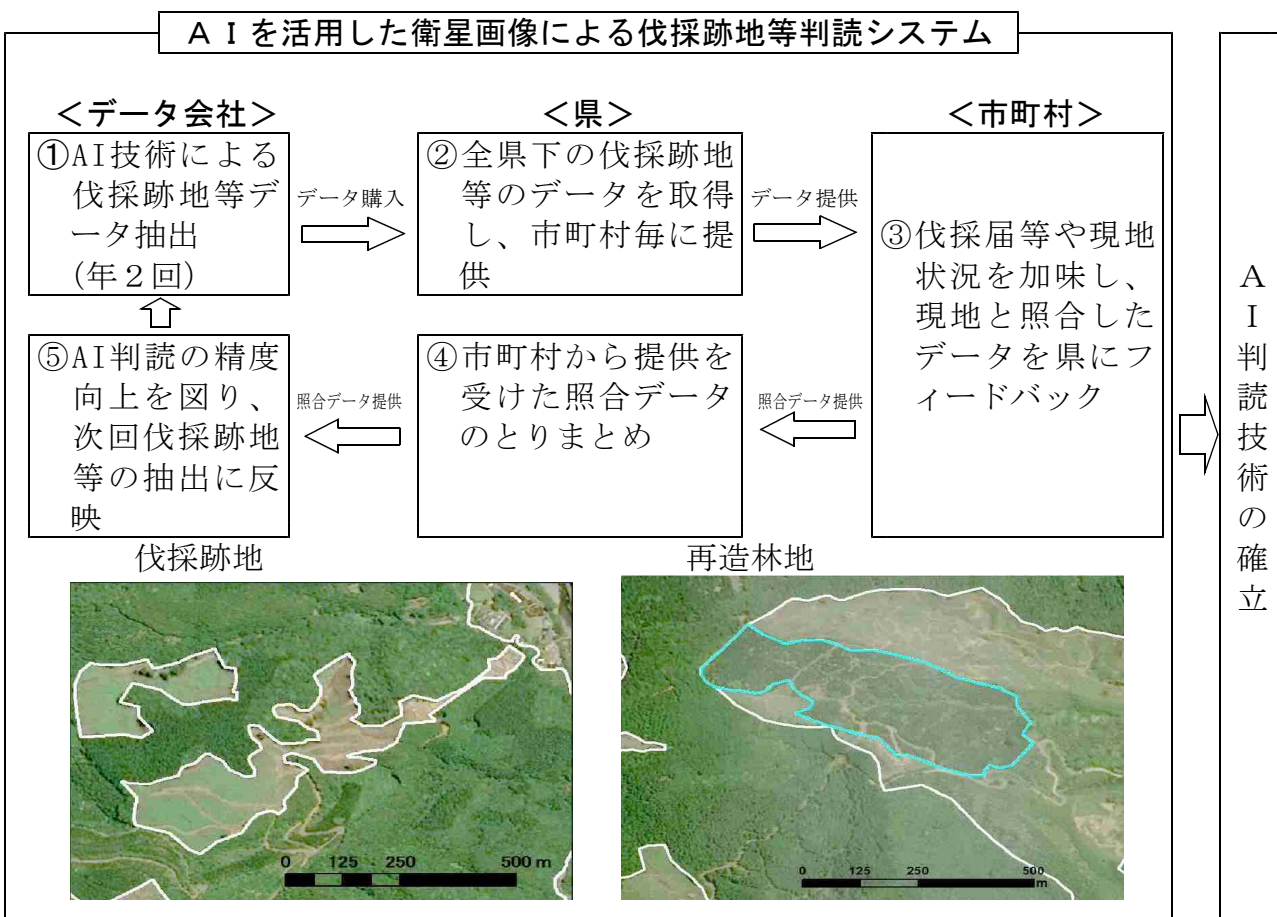
ICTを活用した森林情報デジタル化推進事業

【現状と課題】

- (1) 市町村は、意向調査の対象とする森林を選定するに当たり、県から提供された森林情報をもとに、これまでの施業履歴や森林の現況を確認することとされているが、人材不足等の理由から、確認作業がなかなか進まない状況にある。
- (2) 森林の現況確認では、森林所有者の経営管理が行われているとして意向調査の対象から除外される伐採跡地の抽出作業の効率化を図る必要がある。

【事業内容及び効果】

衛星画像処理技術を持つ民間企業や市町村と連携して、伐採跡地等の森林変化を効率的に把握するシステムを構築



事業名	森林整備労務軽減対策事業	新・改・既	課名	森林経営課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

森林整備の労務軽減や山村地域における所得向上を図るため、林業投資の早期回収が期待される早生樹等の造林実証や情報収集、再生利用が困難な荒廃農地等の森林利用の検討、植栽・下刈の省力化の実証などの取組を推進する。

2 事業の概要

- (1) 予算額 8,000千円
- (2) 財源 宮崎県森林環境税基金：6,000千円
林業担い手対策基金：2,000千円
- (3) 事業期間 令和3年度～令和5年度
- (4) 実施主体 県

(5) 事業内容

- ① 早生樹・エリートツリーの実証モデル林の設置、育成データの収集、早生樹の用途・販路開拓のための情報収集
- ② 荒廃農地等の有効活用に係る検討会の開催、実証
- ③ 大、中苗のコンテナ苗の生産、植栽の実証、歩掛調査等
- ④ 新たな資材や機械による下刈作業の省力化の実証、歩掛調査等

3 事業効果

既存の農林業就業者の流出防止や伐採事業者等の森林整備への参入等が促進され、担い手不足が深刻な森林整備の人材確保や農山村地域の活性化が図られる。

森林整備労務軽減対策事業

【現状と課題】

林業担い手不足、特に下刈等の重労働作業の担い手不足が深刻



人材確保のため、森林整備の労務軽減や山村地域の所得向上に向けた取組が必要

※県及び県内の事業体では、早生樹の育林マニュアルの作成や下刈作業の省力化等の実証が行われているが、県内での普及が進んでおらず、実用化に向けた実証の加速化が求められている。

【事業内容】

① 早生樹等の実証

- ・実証モデル林の設置、保育施業（下刈・芽かき）の実証、育成データの収集
- ・早生樹の用途・販路開拓に向けた材質試験、情報収集
- ・再生利用が困難な荒廃農地等での早生樹造林等に向けた検討（排水対策、雑草木の除去等の特殊地拵え等）

【チャンチンモドキ(24年生)
(樹高：20m以上)



② コンテナ苗の大苗、中苗化の実証

- ・中苗、大苗生産の実証
(大コンテナへの移し替え等)
- ・中苗、大苗植栽の省力化の実証
(ドローンによる苗木運搬、植穴堀りの機械化等)、下刈期間短縮の検証、歩掛調査等

【コンテナ苗】



(大苗)



(普通苗)

③ 新たな資機材による下刈作業の実証

- ・麻布マット敷設や自走式刈払機の実用化に向けた実証、歩掛調査等



【麻布マット敷設】



【自走式刈払機】

事業名	「みやざきの ^{もり} 森林」を活かした ワーケーション推進事業	新・改・既	課名	山村・木材振興課
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

森林空間を活用したワーケーションを推進するため、実施地域の体験プログラムの開発等を支援するとともに、体験ツアーに参加する県内外の企業・学校に対して参加費等の支援を行う。

2 事業の概要

(1) 予算額 11,446千円

(2) 財源 宮崎県森林環境税基金

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 実地主体 県

(5) 事業内容

- ① プログラム開発等支援
ワーケーション実施地域に対するプログラムの開発等支援
- ② 体験ツアー支援
ワーケーションに参加する県内外の企業や学校に対する参加費等の支援
- ③ アドバイザー派遣等
アドバイザー派遣や広報活動、研修会の開催

3 事業効果

県内外の企業・学校の「新しい働き方・学び方のスタイル」に対応するとともに、関係人口の創出や就業の場が確保され、地域の活性化が図られる。

「みやざきの森林」を活かしたワーケーション推進事業

【現状と課題】

- 1 地方を中心にワーケーションの取組が進展しており、本県の特徴を活かしたプログラム開発が必要。
- 2 県内外の企業や学校に対する認知度を上げる取組が必要。
- 3 ワーケーションプログラムへの助言やコーディネートを行う人材が必要。

【事業内容及び効果】

民間団体（県から委託）

- ① 実施地域へのアドバイザー派遣（プログラム開発への助言、コーディネート）
- ② 県内外の企業・学校へのプロモーション活動
- ③ 実施地域が参加する研修会の開催

補助金交付
指導・助言

実施地域（市町村等）

プログラムの開発、磨き上げ
ワーケーションの実施

地域の魅力
アップ

県内外の企業・学校

ワーケーションに参加
SNS等による情報発信

○森林空間を活用したワーケーションのプログラム例



木質化された空間でのテレワーク



癒やしの森での森林セラピー体験



林業や木材に関する研修・体験

このほか、山村地域との意見交換や森林空間での体験活動など

「新しい働き方・学び方」への対応とともに、関係人口の創出や就業の場を確保

事業名	みやざき材で創る「新しい生活様式」 空間づくり支援事業	新・改・既	課名	山村・木材振興課 (みやざきスギ活用 推進室)
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、快適な生活空間を兼ね備えた環境を整えるとともに、県産製材品需要の維持・拡大を図るため、県産材を活用した「新しい生活様式」に配慮した施設整備等を支援する。

2 事業の概要

(1) 予算額 85,000千円

(2) 財源 国庫

(3) 事業期間 令和3年度

(4) 実施主体 民間事業者等

(5) 事業内容

飲食店、小売店舗、ホテル等PR効果が高い民間施設の県産材を活用した「新しい生活様式」に配慮した施設整備等への支援（補助率 1/2以内）

3 事業効果

新型コロナウイルスの感染拡大抑制及び木材利用に対する県民意識の醸成や県産材需要の維持・拡大が図られる。

みやざき材で創る「新しい生活様式」空間づくり支援事業

【現状と課題】

1 「新しい生活様式」に対応する街づくり

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化



県民生活においては国が提唱する「新しい生活様式」を県民あげて取り入れることが必要



2 住宅分野での木材需要の減少

- ・新設住宅着工戸数は人口減少に伴い、10年後は現在の2/3まで落ち込むと予想
- ・更に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う消費マインドの低下等による住宅着工の減少により、林業・木材産業へのダメージの長期化を危惧



現状で木材利用が進んでいない民間施設（非住宅分野）での木材需要を創出

【事業内容及び効果】



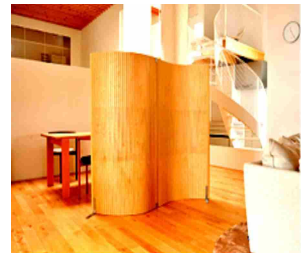
3密に配慮した店舗
(木造)



店舗リフォーム（間仕切り）
(内装木質化)



店舗としての屋外利用
(内装木質化)



パーティションの設置
(木製家具の購入)

◎県産材を活用した「新しい生活様式」に配慮した民間施設の整備等を支援

新型コロナウイルス感染の拡大抑制の寄与
県民が安心して生き生きと生活できる空間の提供

民間施設における木材利用とPRを推進

街の活性化

県産材需要の維持・拡大

事業名	みやざき材販路拡大・競争力強化 支援事業	新・改・既	課名	山村・木材振興課 (みやざきスギ活用 推進室)
		国庫・県単		
<p>1 事業の目的・背景</p> <p>県産製材品の需要拡大を図るため、県外における県産材の販路拡大を促進する。</p> <p>2 事業の概要</p> <p>(1) 予算額 9,650千円</p> <p>(2) 財源 森林環境譲与税基金：5,410千円 一般財源：4,240千円</p> <p>(3) 事業期間 令和3年度～令和5年度</p> <p>(4) 実施主体 県①、民間事業者等②</p> <p>(5) 事業内容</p> <p>① みやざき材プロモーション事業 県外消費地における展示会・セミナーの開催や市場調査等の実施</p> <p>② みやざき材活用施設設置支援事業（補助率 1/3 上限100万円） 県外消費地のPR効果が高い商業施設等における県産材利用への支援</p> <p>3 事業効果</p> <p>県外における県産材プロモーションの展開等により、県産製材品の県外への販路拡大が図られる。</p>				

みやざき材販路拡大・競争力強化支援事業

【現状と課題】

- (1) 本県製材品の7割以上が県外に出荷されていることから、県外における県産製材品の需要拡大は非常に重要である。
- (2) 今後の住宅分野における木材需要は大幅に減少することが予測されていることから、新たな需要先の開拓や非住宅分野における木材利用、外材からの転換などについて、大消費地である都市部での積極的な取組が必要である。

【事業内容及び効果】

県（委託）

① みやざき材プロモーション事業

□ セミナーの開催

商業施設や公共建築物等を設計・施工する建築関係者を対象に、県産材の強度性能、住環境への効果、耐蟻性などの特長や木造建築事例等をセミナー形式で説明



□ 市場調査・プロモーションの実施

製品市場やプレカット工場などの木材市場の状況把握を行うとともに、各種プロジェクト等における県産材利用の働きかけを実施



□ 建材展への出展

住宅・商業施設等の施主、設計・施工、大手商社、木材問屋など、より多くの方に県産材の特長や住環境への効果、本県の森づくりなどを広くPR



県外民間事業者等（補助）

② みやざき材活用施設設置支援事業

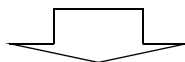
大消費地に建設されるPR効果の高い商業施設等で県産材を利用し、県産材のPRに協力可能な施設について、県産材購入経費を支援（補助率:1/3以内、上限100万円）



民間商業施設
(マクドナルド)



公共交通機関
(戸越銀座駅)



県産製材品の県外への販路拡大

事業名	みやざき材輸出拡大促進事業	新・改・既	課名	山村・木材振興課 (みやざきスギ活用推進室)
		国庫・県単		

1 事業の目的・背景

県産製材品の需要拡大を図るため、海外における県産材の販路拡大を促進する。

2 事業の概要

(1) 予算額 17,280千円

(2) 財源 森林環境譲与税基金：6,920千円
一般財源：10,360千円

(3) 事業期間 令和3年度～令和5年度

(4) 実施主体 県①②、民間事業者等③

(5) 事業内容

① みやざき材輸出促進強化事業

- ・ 相手国での技術セミナー、県内企業向けの輸出促進セミナー等の実施
- ・ 輸出コーディネーターの設置、県産材展示場の設置及び展示会への出展

② みやざき材海外販路開拓調査事業

販路開拓のための人脈づくりに資する市場調査や企業招へい等の実施

③ みやざき材海外販路拡大モデル支援事業（補助率 定額）

県内企業が取り組む競争力強化に資する取組やプロモーション活動等への支援

3 事業効果

相手国での県産材プロモーションの展開や輸出コーディネーターの設置、県内企業が取り組む販路拡大活動等を支援することにより、県産製材品の輸出拡大が図られる。

みやざき材輸出拡大促進事業

【現状と課題】

- (1) 今後の国内の住宅分野における木材需要は大幅に減少することが予測されていることから、新たな需要先の開拓のため、海外市場への輸出を進める必要がある。
- (2) 本県の木材輸出の96%を原木輸出が占める中、県内製材メーカー等への一層の経済効果が期待できる付加価値の高い製材品輸出をさらに推進していく必要がある。

【事業内容及び効果】



II 特別議案

【議案第22号】使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

環境森林課
みやざきの森林づくり推進室

1 改正の理由

トレーラーハウスを撤去し、新たな宿泊施設である「キャビンD」を設置することに伴い、関係する使用料を改正するもの。

2 改正の内容

使用料・手数料の種類	内 容	備 考
ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場使用料	・トレーラーハウスの撤去に伴い、項から削除する（2件） ・「キャビンD」の新設に伴い、使用料を追加する（2件）	改 正

3 施行期日

令和3年4月1日

-- (参考：キャビン等の使用料) -----

区 分	施 設 名	定 員 (名)	棟 数 (棟)	使用料 (宿泊使用) (円)	使用料 (一時使用) (円)
既 設	キャビンA	8	5	15,100	7,550
〃	キャビンB	6	3	10,600	5,300
〃	キャビンC	3	2	6,900	3,450
新 設	キャビンD	6	4	12,200	6,100

撤 去	トレーラーハウス	6	4	14,600	7,300
-----	----------	---	---	--------	-------

※「宿泊使用」とは、午後3時 ～ 翌日午後2時まで

※「一時使用」とは、午前9時 ～ 午後3時まで

【議案第25号】 公の施設に関する条例の一部を改正する条例

環境森林課
みやぎきの森林づくり推進室

1 改正の理由

トレーラーハウスを撤去し、新たな宿泊施設である「キャビンD」を設置することに伴い、関係する利用料金を改正するもの。

2 改正の内容

利用料金の種類	内 容	備 考
ひなもり台県民ふれあいの森オートキャンプ場利用料金	・トレーラーハウスの撤去に伴い、項から削除する（2件） ・「キャビンD」の新設に伴い、利用料金を追加する（2件）	改 正

3 施行期日

令和3年4月1日

（参考：キャビンD完成イメージ図）

【1号棟】



【2号棟】



【3号棟】



【4号棟】



【議案第36号】 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について

森 林 経 営 課

令和3年度林道事業執行について、当該事業に要する経費に充てるため、市町村負担金を次のとおり徴収する。

1 地方創生道整備推進交付金事業

事業費の 100分の10

林道開設 3路線

(下鹿川・上鹿川線(延岡市)、銀鏡・小川線(西都市)、長谷・児原線(西米良村))

林道改良 2路線

(長迫・小原線(日向市、美郷町)、小原・山神線(美郷町))

2 森林環境保全整備事業

事業費の 100分の10

林道開設 1路線(長谷・児原線(西米良村))

3 山のみち地域づくり交付金事業

事業費の 100分の5

林道開設 2路線

(小川・石打谷線(西米良村)、小川・棚倉峠線(西米良村))

4 県単林道災害復旧事業

事業費の 100分の10

上記1～3に該当する路線に関するものに限る。

【議案第42号】宮崎県環境計画の変更について

環 境 森 林 課

1 計画策定の趣旨等

第四次宮崎県環境基本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための方策を定める計画であり、宮崎県総合計画の部門別計画として位置づけられている。

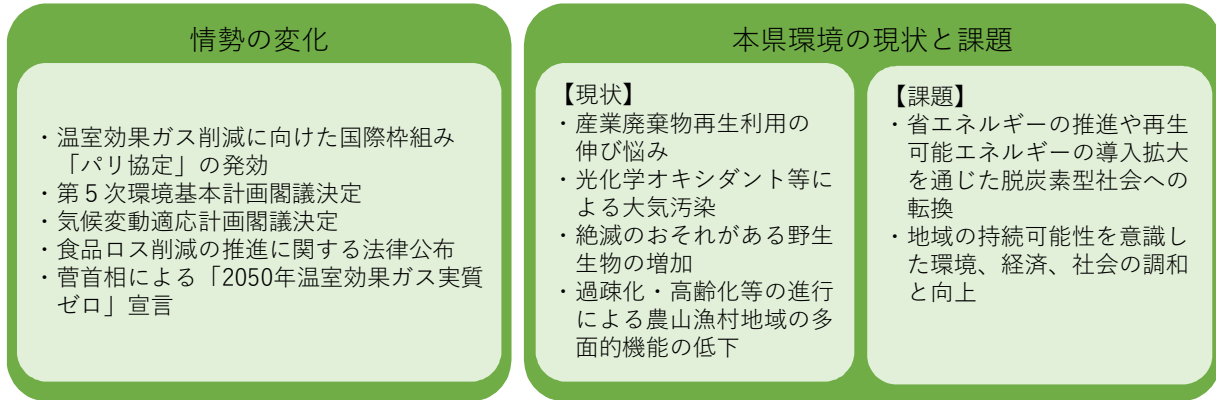
2 計画期間

令和3年度を初年度として、令和12年度を目標年度とする10か年計画

3 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年2月12日	環境審議会 第四次宮崎県環境基本計画の策定について（諮問）
3月10日	2月議会常任委員会（第四次宮崎県環境基本計画策定事業の報告）
4月28日	4月臨時議会常任委員会（第四次宮崎県環境基本計画策定事業の報告）
7月20日 ～8月14日	県民及び事業者アンケートの実施
8月21日	第1回環境審議会（計画骨子案の審議）
9月16日	9月議会常任委員会（計画骨子案の報告）
11月5日	第2回環境審議会（計画素案の審議）
12月3日	11月議会常任委員会（計画素案の報告）
12月7日 ～令和3年1月6日	パブリックコメント、市町村意見照会の実施
2月10日	第3回環境審議会（計画案の審議）
2月15日	第四次宮崎県環境基本計画の策定について（答申）
2月18日	2月議会（議案提出）

4 計画策定のポイント



情勢の変化を的確に捉え
新たな課題に対応

基本目標 ひと・自然・地域がともに輝く 持続可能なみやざき

基本目標の実現に向けた取組方針

分野別の施策の展開

脱炭素社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 温室効果ガス排出削減 ・ 再生可能エネルギー等の利用促進 ・ 二酸化炭素吸収源対策 ・ 気候変動への適応 	循環型社会の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 Rの推進 ・ 廃棄物の適正処理の推進 ・ 食品ロスの削減 ・ 環境にやさしい製品の利用促進 	地球環境、大気・水環境等の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境、大気環境の保全 ・ 水環境の保全 ・ 化学物質対策 ・ 環境負荷の低減等
生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性の確保 ・ 多面的機能を持続的に発揮する豊かな森林づくり ・ 自然豊かな水辺の保全と創出 ・ 自然とのふれあいや配慮 	環境保全のために行動する人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育の推進 ・ 環境保全活動の推進 	環境と調和した地域・社会づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境にやさしい地域・産業づくり ・ 快適な生活空間の創出

重点プロジェクト

「2050年ゼロカーボン社会づくり」プロジェクト

- ・ 省エネルギー・省資源の推進
- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大
- ・ 森林吸収量の維持
- ・ 環境保全を支える人材づくり

「みやざき地域循環共生圏づくり」プロジェクト

- ・ 安全で快適な生活環境づくり
- ・ 地域に根ざした環境にやさしい産業づくり
- ・ 地域間の交流が活発な社会づくり

【議案第43号】宮崎県森林・林業長期計画の変更について

環 境 森 林 課

1 計画策定の趣旨等

第八次宮崎県森林・林業長期計画は、本県の森林・林業・木材産業の目標とこれを達成するための方策を明らかにし、本県林政の基本方針となるものであり、宮崎県総合計画の部門別計画として位置づけられている。

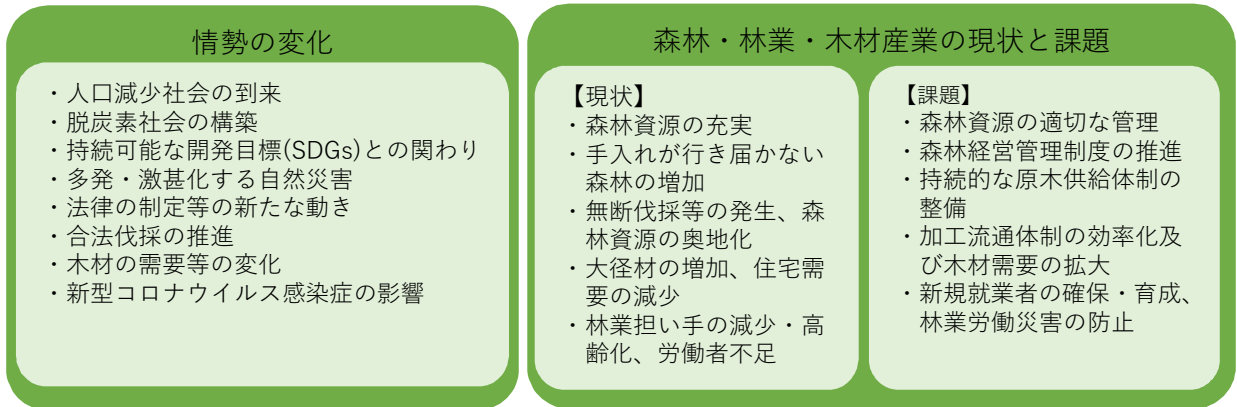
2 計画期間

令和3年度を初年度として、令和12年度を目標年度とする10か年計画

3 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和元年10月28日 ～11月20日	林業関係者との意見交換会 7地区 (中部、南那珂、北諸県、西諸県、児湯、東臼杵、西臼杵)
12月18日	森林審議会 第八次宮崎県森林・林業長期計画の策定について(諮問)
令和2年3月10日	2月議会常任委員会(森林・林業長期計画策定事業の報告)
4月28日	4月臨時議会常任委員会(森林・林業長期計画策定事業の報告)
5月18日	第1回森林審議会長期計画部会(計画骨子案の審議)
7月7日	林業関係団体との意見交換会
8月28日	第2回森林審議会長期計画部会(計画素案の審議)
9月16日	9月議会常任委員会(計画骨子案の報告)
10月15日	市町村、林業関係団体への意見照会
11月13日	第3回森林審議会長期計画部会(計画素案の審議)
12月3日	11月議会常任委員会(計画素案の報告)
12月16日	森林審議会(計画案の審議)
12月16日 ～令和3年1月15日	パブリックコメントの実施
2月4日	第八次宮崎県森林・林業長期計画の策定について(答申)
2月18日	2月議会(議案提出)

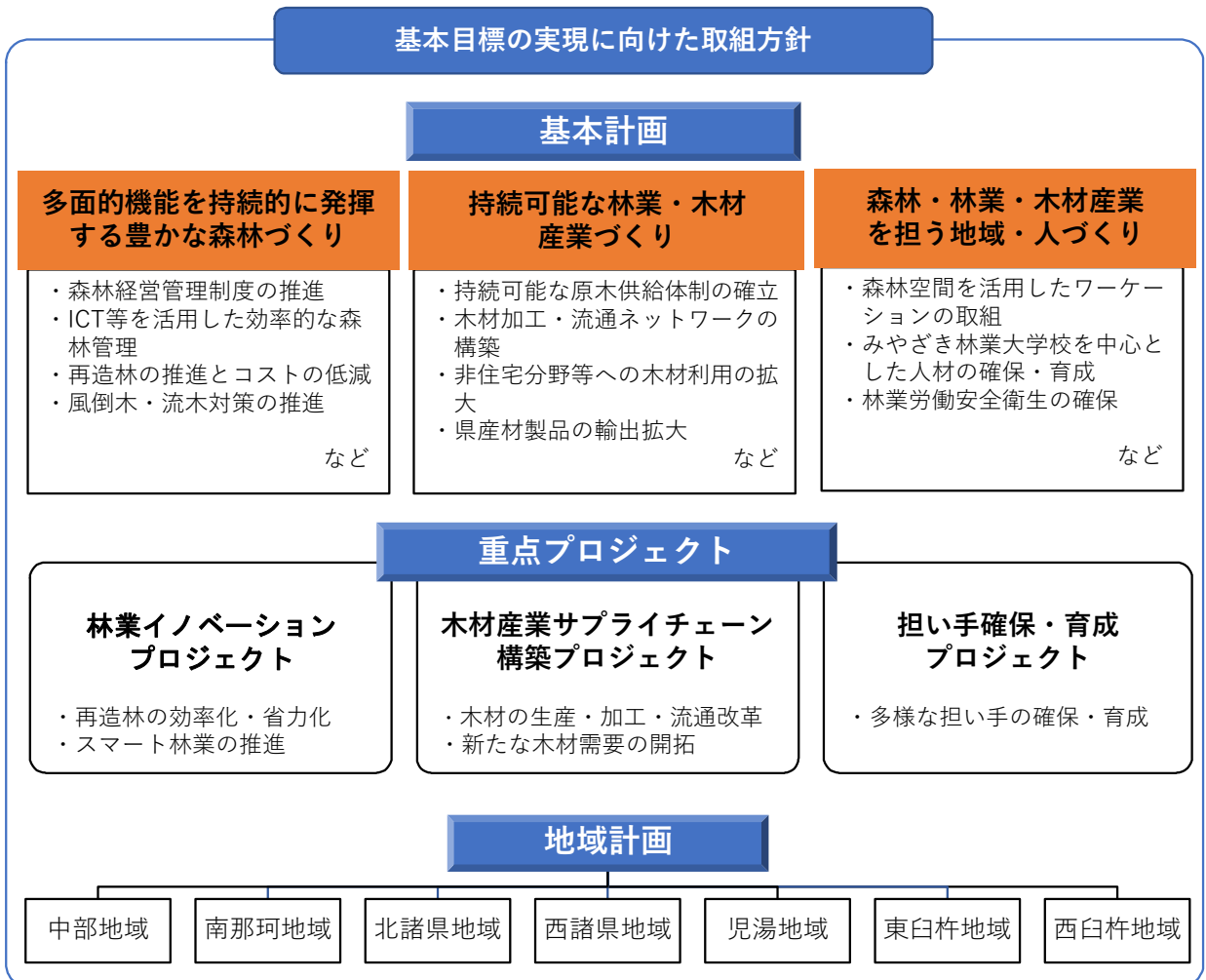
4 計画策定のポイント



情勢の変化を的確に捉え
新たな課題に対応

基本目標 持続可能なみやざきの森林・林業・木材産業の確立
～多様な森林づくりとイノベーションを通じて～

基本目標の実現に向けた取組方針



Ⅲ その他報告事項

1 令和3年度環境森林部組織改正案について（令和3年4月1日付け改正）

環境森林課

森林・林業施策の企画・立案機能及び森林経営管理制度の実施体制を強化するため、環境森林課及び森林経営課の業務を再編し、環境森林課に「林政計画担当」を、森林経営課に「森林管理推進室」を設置する。

併せて、「みやざきの森林づくり推進室」は廃止する。

現 行	改 正 後
<p>【環境森林課】</p> <pre> graph LR K1[課長] --- K1S1[課長補佐 (総括)] K1 --- K1S2[課長補佐 (技術担当)] K1S1 --- S1[総務担当] K1S1 --- S2[企画調整担当] K1S2 --- S3[温暖化・新エネルギー 対策担当] K2[室長] --- S4[豊かな森林づくり担当] K2 --- S5[県営林担当] </pre>	<p>【環境森林課】</p> <pre> graph LR K1[課長] --- K1S1[課長補佐 (総括)] K1 --- K1S2[課長補佐 (技術担当)] K1S1 --- S1[総務担当] K1S1 --- S2[企画調整担当] K1S2 --- S3[林政計画担当] K1S2 --- S4[温暖化・新エネルギー 対策担当] </pre>
<p>【森林経営課】</p> <pre> graph LR K1[課長] --- K1S1[課長補佐 (総括)] K1 --- K1S2[課長補佐 (技術担当)] K1S1 --- S1[森林計画担当] K1S1 --- S2[林業普及指導担当] K1S2 --- S3[森林整備担当] K1S2 --- S4[森林路網担当] </pre>	<p>【森林経営課】</p> <pre> graph LR K1[課長] --- K1S1[課長補佐 (総括)] K1 --- K1S2[課長補佐 (技術担当)] K1S1 --- S1[森林計画担当] K1S1 --- S2[林業普及指導担当] K1S2 --- S3[森林整備担当] K1S2 --- S4[森林路網担当] K2[室長] --- S5[森林管理推進担当] </pre>

2 第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について

環境管理課

(1) 計画策定の趣旨等

本計画は、みやざき県民の住みよい環境の保全等に関する条例第49条に基づく計画であり、また、「宮崎県環境基本計画」における「水環境の保全（生活排水対策の推進）」についての方向性を示し、施策を実施するための計画として位置付けられている。

(2) 計画期間

令和3年度を初年度として、令和12年度を目標年度とする10か年計画

(3) 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年6月18日	6月議会常任委員会 (「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について」の報告)
11月5日	第2回環境審議会 (「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について」の諮問・計画骨子案の審議)
12月3日	11月議会常任委員会 (計画骨子案の報告)
12月28日 令和3年1月27日	パブリックコメント、市町村意見照会の実施
1月21日	1月閉会中常任委員会 (計画素案の報告)
2月10日	第3回環境審議会 (計画案の審議)
2月15日	「第三次宮崎県生活排水対策総合基本計画の策定について」の答申

(4) 計画策定のポイント

生活排水処理の目標

1 生活排水処理施設の早期整備

- 生活排水処理率を令和12年度までに91.8%に引き上げる
- 汚水処理人口普及率を令和12年度までに95.0%に引き上げる

2 持続可能で効率的な運営管理

- 全市町村を対象とした広域化・共同化に係る取組内容を示した計画を令和4年度までに策定する
- 浄化槽の法定検査（11条検査）受検率を令和12年度までに75.0%に引き上げる

目標達成に
向けた取組

生活排水対策の取組方針

生活排水処理施設の早期整備

- ・生活排水処理施設の計画的な整備の促進及び整備手法の見直し
- ・生活排水処理施設の重点的かつ一体的な整備
- ・低コスト整備手法の導入による早期整備
- ・単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換の促進
- ・各家庭から集合処理施設へのつなぎ込みの促進

持続可能で効率的な運営管理

- ・長寿命化の促進及び計画的な改築更新
- ・施設の「広域化・共同化」
- ・耐震化の促進
- ・浄化槽の適正な維持管理の促進
- ・下水汚泥の有効利用
- ・官民連携手法の導入

県民啓発

- ・家庭での生活排水対策の必要性の周知
- ・生活排水処理の必要性の周知
- ・生活排水処理施設の整備等における助成制度の周知

総合的な水環境保全のための連携

- ・河川浄化活動を実施する団体等との連携
- ・他の水環境保全に係る施策との連携

3 環境影響評価（環境アセスメント）の条例対象事業の追加について

環境管理課

（1）アセス条例の基本的な考え方

環境影響評価法（アセス法）では、地域の実情に応じた環境影響評価条例（アセス条例）を定めることができるとされている。

本県は、恵まれた自然環境を積極的に保全するため、アセス法の対象事業より小規模な事業等についてもアセス条例の対象事業としている。

（2）アセス法とアセス条例の対象事業

右の表「環境影響評価の対象事業」のとおり。

（3）太陽光発電所の対象事業化について

土砂流出や反射光、景観への影響などの問題が全国的に発生していることから、アセス法では、令和2年4月から、大規模な太陽光発電所（法律の用語では「太陽電池発電所」）が対象事業に追加された。

本県においても、以下のとおり、太陽光発電所をアセス条例の対象事業に追加する。

事業の種類：「太陽電池発電所」 規模要件：「施行区域面積35ヘクタール以上」

（4）現行との変更点

現行では、太陽光発電所は、50ヘクタール以上で土地の造成を伴う場合に、「その他の土地造成事業」として、アセス条例による環境アセスメントの対象としている。

今回、太陽光発電所を独立してアセス条例の対象事業に追加することで、35ヘクタール以上の案件は、土地の造成を伴わない場合も環境アセスメントが必要となる。

（5）これまでの経緯

令和3年1月18日（月）～2月17日（水）	パブリック・コメント実施（意見なし）
令和3年2月10日（水）	県環境審議会への報告

（6）今後の予定

3月下旬	アセス条例施行規則の改正・公布
10月1日	改正規則の施行

○環境影響評価の対象事業

【環境影響評価法の対象事業】

対象事業の種類	法対象事業の規模要件		
	第1種事業	第2種事業	
道路	高速自動車国道	すべて	
	一般国道	4車線以上かつ長さ10km以上	4車線以上かつ長さ7.5~10km
	林道	幅員6.5m以上かつ長さ20km以上	幅員6.5m以上かつ長さ15~20km
	その他の道路		
河川	ダム、堰	湛水面積100ha以上	湛水面積75~100ha
	湖沼水位調節施設	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
	放水路	改変面積100ha以上	改変面積75~100ha
鉄道	新幹線鉄道	すべて	
	普通鉄道、軌道	長さ10km以上	長さ7.5~10km
飛行場		滑走路の長さ2,500m以上	滑走路の長さ1,875~2,500m
発電所	水力発電所	出力3万kw以上	出力2.25万~3万kw
	火力発電所	出力15万kw以上	出力11.25万~15万kw
	地熱発電所	出力1万kw以上	出力7,500~1万kw
	原子力発電所	すべて	
	風力発電所	出力1万kw以上	出力7,500~1万kw
	太陽電池発電所(令和2年4月1日~)	出力4万kw以上	出力3万~4万kw
廃棄物処理施設	廃棄物最終処分場	埋立面積30ha以上	埋立面積25~30ha
	ごみ焼却施設		
	し尿処理施設		
埋立・干拓	公有水面その他の水面	埋立面積50ha超	埋立面積40~50ha
	土地改良事業		
土地区画整理事業		面積100ha以上	面積75~100ha
新住宅市街地開発事業		面積100ha以上	面積75~100ha
新都市基盤整備事業		面積100ha以上	面積75~100ha
流通業務団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha
工業団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha
住宅団地造成事業		面積100ha以上	面積75~100ha
農用地造成			
工場・事業場建設(製造業、ガス製造・供給業、熱供給業)			最大排出ガス量10万m ³ /時以上又は、平均排出水量1万m ³ /日以上
レクリエーション施設	用地造成		面積50ha以上
	ゴルフ場		18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上
養豚場			豚房面積7,500m ² 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m ² 以上
土石・砂利採取			面積50ha以上
上記以外の土地造成事業			面積50ha以上
港湾計画		埋立・掘込み面積合計300ha以上	埋立・掘込み面積合計150ha以上

【宮崎県の条例の対象事業】

条例対象事業の規模要件
4車線以上かつ長さ5km以上
2車線以上かつ長さ10km以上
4車線以上かつ長さ5km以上
湛水面積50ha以上
改変面積50ha以上
長さ5km以上
滑走路の長さ1,250m以上
出力1.5万kw以上
出力7.5万kw以上
出力5,000kw以上
出力5,000kw以上
面積35ha以上
埋立面積15ha以上
処理能力100t/日以上
処理能力100kl/日以上
埋立面積25ha以上
埋立面積25ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積50ha以上
面積250ha以上
面積50ha以上
18ホール以上かつホールの平均距離100m以上又は、9ホール以上かつホールの平均距離150m以上
豚房面積7,500m ² 以上又は、増設後の総豚房面積15,000m ² 以上
面積50ha以上
面積50ha以上
埋立・掘込み面積合計150ha以上